

都庁における新型コロナウイルス感染症対策(テレワーク・オフピーク通勤関連)

実施方針

(1) 令和2年3月～ 東京2020大会時の取組を前倒しして可能なものから速やかに実施

- 本庁職員全員(*)を対象に**テレワーク又はオフピーク通勤** (8:30～9:30始業を回避) を3月2日から実施
 - ・ 各局は、4月以降の実施計画の策定にも着手
- 都職員用の常設型サテライトオフィスを前倒し開設 (現2か所→4か所)

(2) 令和2年4月～ 東京2020大会を見据えて取組の前倒しを加速

- 本庁職員全員(*)を対象に**週2回以上のテレワーク**を実施し、毎日**時差勤務やフレックスタイム制等**を活用した**オフピーク通勤**を実施
- 常設型サテライトオフィスの前倒し開設追加と大会期間に開設を予定していた特設型サテライトオフィスの早期開設 (計13か所予定)
- 出先事業所の一部に端末を配備し、試行を開始

(3) 令和2年7月24日～ 大会2020大会開催時の取組を実施

(*)窓口業務等への対応職員を除く

【今後のスケジュール (令和2年)】

